

第46回消防救助技術関東地区指導会協賛要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第46回消防救助技術関東地区指導会（以下「関東地区指導会」という。）を実施するにあたり、その趣旨に賛同する企業その他の団体及び個人（以下「企業等」という。）が、関東地区指導会に協賛する際に必要な事項について定める。

(協賛)

第2条 この要綱において、協賛とは企業等が消防救助技術関東地区指導会実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対して行う次の各号に掲げる行為とする。

- (1) 関東地区指導会の実施に要する資金の提供
- (2) 関東地区指導会の実施に要する物品の提供
- (3) 関東地区指導会の会場への協賛ブースの出展
- (4) 関東地区指導会の広報又はPRの提供（法人等が保有する各種メディア等の媒体を活用して行うものを含む。）
- (5) 前各号の他、実行委員会が特に認めるもの

2 前項各号に掲げる協賛のメニュー及び協賛の取扱いは別表によるものとする。

(募集期間)

第3条 募集期間は、平成29年1月4日から平成29年6月16日までとする。

(協賛対象施設等)

第4条 協賛する関東地区指導会の施設会場は次のとおりとする。

- (1) 陸上の部 山梨県中央市今福1029番地1
山梨県消防学校
- (2) 水上の部 静岡県静岡市葵区西ヶ谷357番地の2
静岡県立水泳場
- (3) その他、前号に掲げるもの以外の関東地区指導会に係る施設等

(協賛依頼の対象者)

第5条 協賛依頼の対象者については、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 実行委員会が関東地区指導会の趣旨に賛同する企業等に対して協賛を依頼するもの
- (2) 企業等自らの申し出によるもの

(協賛の申込等)

第6条 協賛を行う企業等は、あらかじめ第46回消防救助技術関東地区指導会協賛申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)を山梨県消防長会実行委員会委員長(以下「委員長」という。)に提出する。

2 委員長は、申込書の提出があった場合、第7条第1項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、速やかに受理し、申込者に対し第46回消防救助技術関東地区指導会協賛申込受理書(様式第2号。以下「受理書」という。)により受理した旨を通知する。

(協賛申込みの不受理等)

第7条 委員長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、申込書を受理しない。

(1) 政治、経済、外交、宗教等に関するもので、次に該当するもの。

ア 政治、経済、外交、社会問題の主義、主張等を述べるもの

イ 特定の宗教のもの

(2) 人権を侵害するおそれのあるもの

(3) 意見広告及び求人広告

(4) 青少年の健全育成に反するもの

(5) 消費者保護の観点からふさわしくないもの

(6) 公序良俗に反するおそれがあるもの

(7) 法令の規定に違反するもの

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認められる者

(9) 国、山梨県又は市町村から、広告主が営む業務に関して行政指導を受け、その改善が図られていない広告主の広告

(10) その他、委員長が適当でないと認めたもの

2 第2条第2項に定める協賛に規定する募集口数を超えた場合は、原則受理しないものとする。

3 委員長は、第6条第2項により協賛の申込を受理したものが、その後、第1項各号のいずれかに該当するに至った場合、又は第1項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、協賛を取り消すものとし、企業等に対し、その旨を協賛不採用通知(様式第3号)により通知するとともに原則として協賛金及び協賛物品を返戻する。

(協賛金の納入等)

第8条 協賛金は、実行委員会が指定する口座へ振り込みをすること。

2 協賛金の領収書は、原則として金融機関が発行する振込金受取書に代える。

ただし、申込者の希望により、協賛金の領収書を発行することができる。

- 3 協賛金は、関東地区指導会が何らかの事情により中止になった場合については、原則払戻ししないものとする。

(協賛物品の受領等)

第9条 物品協賛を行う企業等は、実行委員会が指定する方法により協賛物品を納入する。

- 2 実行委員会は、協賛物品を受納した場合、企業等の希望によりの協賛物品受領書(様式第4号)を発行することができる。

(協賛金の使途)

第10条 協賛金は、その全てを次の各号のいずれかに掲げる経費に充て、目的外には一切使用しないものとする。

- (1) 関東地区指導会を広く周知するために要する経費
- (2) 関東地区指導会の実施に要する経費
- (3) その他関東地区指導会の開催に付随する経費で委員長が必要と認めるもの

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協賛の取扱いについて必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は平成28年12月28日から施行する。